

令和 4 年 11 月 9 日
消 防 庁

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する 点検票の様式の一部を改正する件（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等の内容について、令和 4 年 11 月 10 日から令和 4 年 12 月 9 日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

令和 4 年 9 月 14 日に、「消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和 4 年消防庁告示第 5 号）」が公布され、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備について、設置及び維持に関する技術上の基準並びにそれに係る点検基準が追加されたことを踏まえ、「消防用設備等試験結果報告書の様式」及び「消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」について所要の規定の整備を行うものです。概要については、別紙 2 を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
 - ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
 - ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 4 年 12 月 9 日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 米田課長補佐、恩村

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

令和 4 年 9 月 14 日に公布された消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号）及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和 4 年消防庁告示第 5 号）により、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準及び点検基準が追加されたことを踏まえ、消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式と消防用設備等試験結果報告書の様式を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 4 年 11 月 10 日（木）から令和 4 年 12 月 9 日（金）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ

の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：恩村

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）について

令和 4 年 11 月
消 防 庁 予 防 課

【概要】

令和 4 年 9 月 14 日に、「消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号。以下「改正省令」という。）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和 4 年消防庁告示第 5 号。以下「改正告示」という。）」が公布され、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）について、設置及び維持に関する技術上の基準並びにそれに係る点検基準が追加されたことを踏まえ、「消防用設備等試験結果報告書の様式」及び「消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」について所要の規定の整備を行う。

1. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

改正告示により、二酸化炭素消火設備の点検基準に標識、AND 回路制御機能及び緊急停止装置の点検項目が追加されたことや、閉止弁の点検項目が外見と機能に細分化されたことを踏まえ、「消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」に、これらの点検結果の記載欄を追加する。

【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日

2. 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

改正省令により、二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準に、標識、AND 回路制御機能及び緊急停止装置に関する事項が追加されたことを踏まえ、「消防用設備等試験結果報告書の様式」に、これらの試験結果の記載欄を追加する。

【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日

○消防庁告示第 号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第6

$$\overline{(z_0 1)}$$

不活性ガス (二酸化炭素、窒素、IG-55、IG-541) 消火設備点検票 (区画名:)
(設備方式: 全域・局所・移動)

名称			防火 管理者	
所在			立会者	
点検種別	機器・総合 氏名	点検年月日	年	月
点検者	点検者 所属会社	社名	日～	年
		住所	TEL	

点検項目		点検結果	措置内容
種別・容量等の内容判定		不良内容	
機器点検			
消防・滅火器具	状況		
消火剤	形		
高圧式	表示・標識		
容器弁	外形	本	
安全装置	外形		
容器弁	外形		
開放装置	外形		
開放装置	ガス圧式		
消火剤	重量	kg	
液面計・圧力計			
圧力警報装置・安全装置等			
自動冷却機			
放出弁	外形		
開放装置	ガス圧式		
バルブ	種類		
連結管・集合管			
起動用ガス容器等	形		
※ガス	表示量	本	
容器弁	外形		
安全装置	外形		
開放装置	外形		
開放装置	電気式		
開放装置	手動式		

備考

- 2 種別・容量別内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択使用のある欄は、該当事項に○印を付すること。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- ※印のあるものは、(その方)に措置ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第6

(701)

不活性ガス（二酸化炭素、窒素、IG-55、IG-541）消火設備点検票（区画名：
（設備方式：全域・局所・移動））

名 称			防 火	
所 在			管理者	
点検種別	機 器 ・ 総 合	点検年月日	立会者	
点 検 者	氏 名	点 検 者 所属会社	年	月
			日	日
		社 名	TEL	
		住所		

点検項目	点検結果		措置内容
	種別・容量等の内容判定	不良内容	
機器点検			
消防用ポンプ車			
消火栓			
消火器			
高圧容器			
安全装置			
容器弁			
外安全性			
外形			
電気式			
ガス圧式			
液体計・圧力計			
圧力警報装置・安全装置等			
自動送風機			
放出弁			
開放装置			
ガス圧式			
バルブ			
連結管・集合管			
起動用スラス			
容器弁			
安全装置			
容開放装置			
手動式			

備考

- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正答の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容については、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 ※印のあるものは、(その方)に答器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第6

不活性ガス消火設備（その3）

配管	継手				
	支持金具・つり金具				
管等	閉止弁				
	外形機能				
等	安全装置				
	破壊装置				
配管の安全装置等	破壊装置				
	板				
消火剤等	排出措置				
	装置				
圧力上昇防止措置	放出表示灯				
	形状				
噴射ヘッド	放射障害等				
	外形機能				
防護区画	変更等				
	形状				
開口部の閉鎖装置	電気で作動するもの				
	ガス圧で作動するもの				
防護区分	設定範囲				
	開閉				
消防器具の配置	排出措置				
	灯				
保安措置	外形機能				
	警報装置				
接する位置	音声警報				
	注意銘板				
非常電源	形状				
	表示				
端子切替装置	電圧		V		
	位置				
（内蔵型）	充電装置				
	接続				
周囲の状況	状況				
	箱				
規格	収納箱				
	外形機能	m			
ホースリール	形状				
	表示				
ホースリール	形状				
	表示				
等	形状				
	表示				
表示灯・標識（移動式）	形状				
	表示				
耐震措置	形状				
	表示				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の除措置した内容を記入すること。

別記様式第6

不活性ガス消火設備（その3）

配管	継手				
	支持金具・つり金具				
管等	閉止弁				
	外形機能				
等	安全装置				
	破壊装置				
配管の安全装置等	破壊装置				
	板				
消火剤等	排出措置				
	装置				
圧力上昇防止措置	放出表示灯				
	形状				
噴射ヘッド	放射障害等				
	外形機能				
防護区画	変更等				
	形状				
開口部の閉鎖装置	電気で作動するもの				
	ガス圧で作動するもの				
防護区分	設定範囲				
	開閉				
消防器具の配置	排出措置				
	灯				
保安措置	外形機能				
	警報装置				
接する位置	音声警報				
	注意銘板				
非常電源	形状				
	表示				
端子切替装置	電圧		V		
	位置				
（内蔵型）	充電装置				
	接続				
周囲の状況	状況				
	箱				
規格	収納箱				
	外形機能	m			
ホースリール	形状				
	表示				
ホースリール	形状				
	表示				
等	形状				
	表示				
表示灯・標識（移動式）	形状				
	表示				
耐震措置	形状				
	表示				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の除措置した内容を記入すること。

別記様式第6

不活性ガス消火設備（その4）

総 合 点 検									
全 城 放 出 方 式		警 報 装 置							
全 城 放 出 方 式		遅 延 装 置		秒					
全 城 放 出 方 式		開口部の自動閉鎖装置等							
局 所 放 出 方 式		起動装置・選択弁							
局 所 放 出 方 式		配管・配管接続部							
局 所 放 出 方 式		放 出 表 示 灯							
局 所 放 出 方 式		警 報 装 置							
局 所 放 出 方 式		起動装置・選択弁							
局 所 放 出 方 式		配管・配管接続部							
移 動 式		ノ ズ ル 開 閉 弁							
移 動 式		ホース・ホース接続部							
備 考									
測 定 機 器									
機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第6

不活性ガス消火設備（その4）

総 合 点 検									
全 城 放 出 方 式		警 報 装 置							
全 城 放 出 方 式		遅 延 装 置		秒					
全 城 放 出 方 式		開口部の自動閉鎖装置等							
局 所 放 出 方 式		起動装置・選択弁							
局 所 放 出 方 式		配管・配管接続部							
局 所 放 出 方 式		放 出 表 示 灯							
局 所 放 出 方 式		警 報 装 置							
局 所 放 出 方 式		起動装置・選択弁							
局 所 放 出 方 式		配管・配管接続部							
移 動 式		ノ ズ ル 開 閉 弁							
移 動 式		ホース・ホース接続部							
備 考									
測 定 機 器									
機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

不正身

別記様式第6

①

不活性ガス消火設備試験結果報告書				
試験実施者 住所 氏名		試験実施日 年 月 日		
設置階	防 護 対 象	物 種	種 別	
設置場所				
放出方式	固定式 全滅放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec	
移動式		設計放出時間	sec	
試験項目	貯 蔵 消 火 剤 等	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	kg	結果
外 観	設置場所等	設 置 場 所		
	表示・標識			
	貯蔵容器			
	表示			
	充てん比率			
	容器弁開放装置			
	安全装置・破壊板			
試験	設置場所等			
	起動用ガス容器			
	機器			
	設置場所等			
	表示			
	選択弁			
	機器			
	導管接続部等			
	構造			

不正前

別記様式第6

①

不活性ガス消火設備試験結果報告書				
試験実施者 住所 氏名		試験実施日 年 月 日		
設置階	防 護 対 象	物 種	種 別	
設置場所				
放出方式	固定式 全滅放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec	
移動式		設計放出時間	sec	
試験項目	貯 蔵 消 火 剤 等	種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	kg	結果
外 観	設置場所等	設 置 場 所		
	表示・標識			
	貯蔵容器			
	表示			
	充てん比率			
	容器弁開放装置			
	安全装置・破壊板			
試験	設置場所等			
	起動用ガス容器			
	機器			
	設置場所等			
	表示			
	選択弁			
	機器			
	導管接続部等			
	構造			

不活性ガス消火設備

②

試験項目			種別・容量等の内容	結果
試験	標識	設置場所	-----	
		設置位置	-----	
	設置場所等	設置高さ	床面からの高さ ----- m	
		設備表示	-----	
	自動起動装置	取扱表示	-----	
		塗色等	-----	
	機器	防護措置	-----	
		表示灯	-----	
	設置場所等	スインッチ	-----	
		手動・自動切替装置	-----	
試験	自動起動装置	機器	-----	
		構造等	-----	
	緊急停止装置	感知器	-----	
		設置位置	-----	
	警報装置	警報方式	-----	
		音声再生装置の設置場所	-----	
	制御装置	設置場所等	-----	
		制御盤	-----	
	機器等	表示等・スイッチ類	-----	
		防護措置	-----	
試験	自動・手動切替装置	遅延装置	-----	
		自動・手動切替装置	-----	
	配置状況	配置状況	-----	
		配管系	-----	
	操作管・逆止弁	操作管	-----	
		逆止弁	-----	
	配管・配線接続部	設置場所	-----	
		表示	-----	
	閉止弁	配管・配線接続部	-----	
		機器構造	-----	

不活性ガス消火設備

②

試験項目			種別・容量等の内容	結果
試験	設置場所	設置位置	-----	
		設置高さ	床面からの高さ ----- m	
	設置場所等	設備表示	-----	
		取扱表示	-----	
	自動起動装置	塗色等	-----	
		防護措置	-----	
	機器	表示灯	-----	
		スインッチ	-----	
	設置場所等	手動・自動切替装置	-----	
		構造等	-----	
試験	自動起動装置	機器	-----	
		感知器	-----	
	緊急停止装置	感知器	-----	
		設置位置	-----	
	警報装置	警報方式	-----	
		音声再生装置の設置場所	-----	
	制御装置	設置場所等	-----	
		制御盤	-----	
	機器等	表示等・スイッチ類	-----	
		防護措置	-----	
試験	自動・手動切替装置	遅延装置	-----	
		自動・手動切替装置	-----	
	配置状況	配置状況	-----	
		配管系	-----	
	操作管・逆止弁	操作管	-----	
		逆止弁	-----	
	配管・配線接続部	設置場所	-----	
		表示	-----	
	閉止弁	配管・配線接続部	-----	
		機器構造	-----	

不活性ガス消火設備

③

試験項目		種別・容量等の内容	結果
試験項目	構造・材質	—	
	配管・バルブ等	—	
	口径・使用数等	—	
	安全装置等	—	
外観	設置位置		
	構造・性能	—	
	防護区画	—	
	開口部の自動閉鎖装置	—	
機能	消火剤を付加する開口部面積	—	
	消火剤流出防止措置	—	
	開口部の位置	—	
	消火剤排出措置	—	
試験項目	圧力上昇措置		
	防護区画に隣接する部分の保安措置	—	
	消火剤排出措置	—	
	放出表示灯	—	
電源	非常電源の種別	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
	設置位置	—	
	構造・性能	—	
	表示灯・標識	—	
耐震措置	防護区画		
	遅延時間		
	非常停止機構作動状況		
	音響警報先行作動状況		
機能試験	制御装置試験		
	自動・手動切替作動状況		
	異常信号試験		
	短絡試験		
試験項目	音響警報装置試験		
	起動装置による作動状況		
	警報鳴動状況		
	音響警報装置作動状況		

不活性ガス消火設備

③

試験項目		種別・容量等の内容	結果
試験項目	安全装置等	—	
	設置位置		
	構造・性能	—	
	防護区画	—	
外観	開口部の自動閉鎖装置	—	
	消火剤を付加する開口部面積	—	
	消火剤流出防止措置	—	
	開口部の位置	—	
機能	圧力上昇措置		
	防護区画に隣接する部分の保安措置	—	
	消火剤排出措置	—	
	放出表示灯	—	
試験項目	非常電源の種別	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
	設置位置	—	
	構造・性能	—	
	表示灯・標識	—	
耐震措置	防護区画		
	遅延時間		
	非常停止機構作動状況		
	音響警報先行作動状況		
機能試験	制御装置試験		
	自動・手動切替作動状況		
	異常信号試験		
	短絡試験		
試験項目	音響警報装置試験		
	起動装置による作動状況		
	警報鳴動状況		
	音響警報装置作動状況		

不活性ガス消火設備

④

試験項目		種別・容量等の内容			結果
機能試験	音響警報装置試験	音	量		
	容器弁開放装置作動試験	音声警報装置作動状況			
	選択弁作動試験	自動警報作動状況			
	閉止弁作動試験				
	消火剤排出試験				
	附属装置連動試験	作動状況			
	放出表示試験	復旧操作状況			
	防護区画に隣接する部分の保安措置試験	消火剤排出状況			
	作動試験	作動状況			
	警報装置作動状況				
総試験	自動冷凍機試験	始動状況	-----		
		電流	A		
		温度・圧力値	℃ MPa		
総合試験	全域放出方式又は局所放出方式 総合作動試験	選択弁作動状況・放出系路			
		通気状況			
		気密状況			
		区画別貯蔵容器開放数			
		音響警報装置作動状況			
		放出表示灯点灯状況			
備考	移動式	附属装置作動状況			
	移動式	移動式作動状況			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 選択段のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 総合機作型の設けられているものにあつては、総合機作型についての試験結果報告書を添付すること。

不活性ガス消火設備

④

試験項目		種別・容量等の内容			結果
機能試験	自動警報作動状況				
	容器弁開放装置作動試験				
	選択弁作動試験				
	閉止弁作動試験				
	消火剤排出試験				
	附属装置連動試験	作動状況			
	放出表示試験	復旧操作状況			
	防護区画に隣接する部分の保安措置試験	消火剤排出状況			
	作動試験	作動状況			
	警報装置作動状況				
総試験	自動冷凍機試験	始動状況	-----		
		電流	A		
		温度・圧力値	℃ MPa		
総合試験	全域放出方式又は局所放出方式 総合作動試験	選択弁作動状況・放出系路			
		通気状況			
		気密状況			
		区画別貯蔵容器開放数			
		音響警報装置作動状況			
		放出表示灯点灯状況			
備考	移動式	附属装置作動状況			
	移動式	移動式作動状況			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 選択段のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 総合機作型の設けられているものにあつては、総合機作型についての試験結果報告書を添付すること。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)及び消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件(案)に係る規制の事前評価を実施しない理由

令和4年11月
消防庁予防課

「総務省における規制の政策評価に関する実施要領について(通知)」(令和3年2月19日総官政第11号)の別紙1において、「事前評価を行うことを義務づけられた規制以外のものについて、自主的に事前評価を実施するもの」の対象が規定され、「1. 省令の制定又は改廃のうち次のいずれかに該当するもの(軽微なものを除く。)」 「2. その他、特に必要があると認められるもの」が掲げられているところ。

本改正は、告示の改正であるから、「1. 省令の制定又は改廃のうち次のいずれかに該当するもの(軽微なものを除く。)」には該当しない。また、本改正は、消防法施行規則の一部を改正する省令(令和4年9月14日総務省令第62号)・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(令和4年消防庁告示第5号)が公布され、二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準並びにそれに係る点検基準が追加されたことを踏まえ、消防用設備等試験結果報告書の様式及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を改正するものであり、特段規制の事前評価を実施する必要があると認められる事項も含まれていない。なお、二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準並びにそれに係る点検基準の追加に当たっては、すでに規制の事前評価を実施しているところである。

以上より、「事前評価を行うことを義務付けられた規制以外のものについて、自主的に事前評価を実施するもの」に掲げられている項目には該当しないことから、規制の事前評価を実施しない。